

農地造成に係る農地転用事務処理要綱の一部改正の概要

1 事務処理要綱の改正理由

農地造成に係る農地転用事務処理要綱の中で引用する「神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成 11 年神奈川県条例第 3 号）、同条例施行規則（平成 11 年神奈川県規則第 74 号）」が、令和 7 年 4 月 1 日の宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、一部改正された。

これに伴い、農地造成計画の構造、工法、各種計算の方法及び数値等技術的な内容の審査基準を改めるとともに、所要の改正を行う。

2 事務処理要綱の改正内容

事務処理要綱のうち、構造、工法、各種計算の方法及び数値等技術的な内容の審査基準について、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成 11 年神奈川県条例第 3 号）、同条例施行規則（平成 11 年神奈川県規則第 74 号）及びこれらの運用に係る各種技術審査指針」を、「宅地造成及び特定盛土等規制法審査基準・行政指導指針（令和 7 年 2 月）」に改める等、所要の改正を行う。

3 施行日

令和 7 年 5 月 1 日